

令和 5 年

第 9 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和5年第9回定例教育委員会日程

日 時 令和5年9月27日（水） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
蒲田 知子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定に
ついて

（学校教育課）

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 1
-------------------------------------	-----------

議案第 1 号

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 2 7 日 提出

我孫子市教育委員会
教育長 丸 智 彦

提案理由

就学援助の対象者について、公立の学校の保護者を対象としていることを明確にするほか、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示

我孫子市就学援助要綱（平成23年教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことに関し、必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 就学援助の対象者は、我孫子市に住所を有し、法第2条第2項に規定する公立学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程に在籍する児童若しくは生徒又は次年度において小学校若しくは義務教育学校に入学予定の者（以下「次年度小学校入学予定者」という。）の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、我孫子市立小学校設置条例（昭和39年条例</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことに関し、必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 就学援助の対象者は、我孫子市に住所を有し、小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程に在籍する児童若しくは生徒又は次年度において小学校若しくは義務教育学校に入学予定の者（以下「次年度小学校入学予定者」という。）の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、我孫子市立の小学校又は中学校に在籍する</p>

第9号) 第2条に規定する 小学校又は
は我孫子市立中学校設置条例(昭和
39年条例第10号) 第2条に規定する
中学校に在籍する児童又は生徒で、
我孫子市に住所を有しないものの保
護者が前項各号のいずれかに該当す
る場合は、当該児童又は生徒の住所
地の市町村(特別区を含む。)と協
議の上、就学援助を行うことができ
る。

児童又は生徒で、我孫子市に住所を
有しないものの保護者が前項各号の
いずれかに該当する場合は、当該児
童又は生徒の住所地の市町村(特別
区を含む。)と協議の上、就学援助
を行うことができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。